

東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）改定に伴う パブリックコメントの実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

津波、高潮・波浪からの海岸の防護について、将来的な気候変動の影響を考慮するため、神奈川県は東京湾沿岸の“海岸保全基本計画”を改定します。

県によりパブリックコメントが行われますのでお知らせします。

（海岸保全基本計画とは）

- ・海岸の防護・環境・利用の方針を定めた計画
- ・防護対象の災害を「数十年から百数十年に1回発生するような津波」「過去最大級の台風による高潮・波浪」としており、それ以上の災害は避難が前提となっています

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

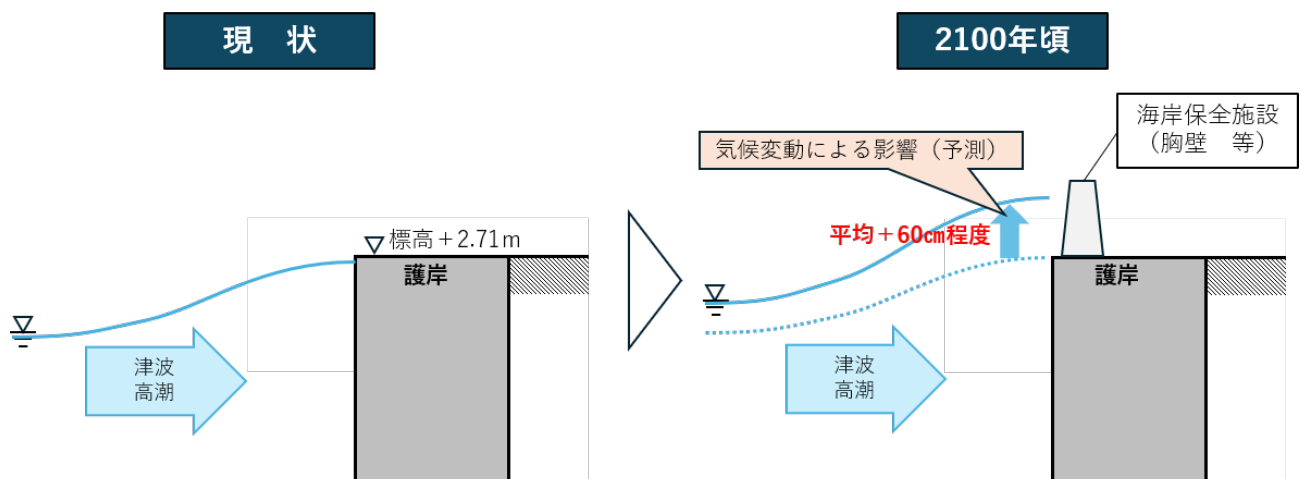
3 主な改定内容と横浜市の対応について

- ・改定計画では、横浜市域は、2100年時点で現行の防護計画高（標高 2.71m）から平均で 60 cm程度上昇（波浪の影響を除く）すると想定^{※1}されています。
- ・計画改定を踏まえ、横浜市は、水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分配慮しながら、海岸保全施設（津波・高潮から海岸を防護する施設）の整備を検討^{※2}していきます。

※1 気候変動による将来水位の上昇には、不確実な要素が含まれており、適宜、計画の見直しを行うこととされています。

※2 金沢地区、大黒ふ頭地区については整備済、または整備中の箇所があります。

【気候変動による水位上昇と対策のイメージ】



4 神奈川県によるパブリックコメントの実施について

(1)意見募集期間

令和8年10月16日から令和8年11月16日まで

(2)海岸保全基本計画(改定素案)の閲覧及び意見提出方法

神奈川県ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f4i/pub/c8310794.html>)
をご覧ください。

5 問い合わせ先

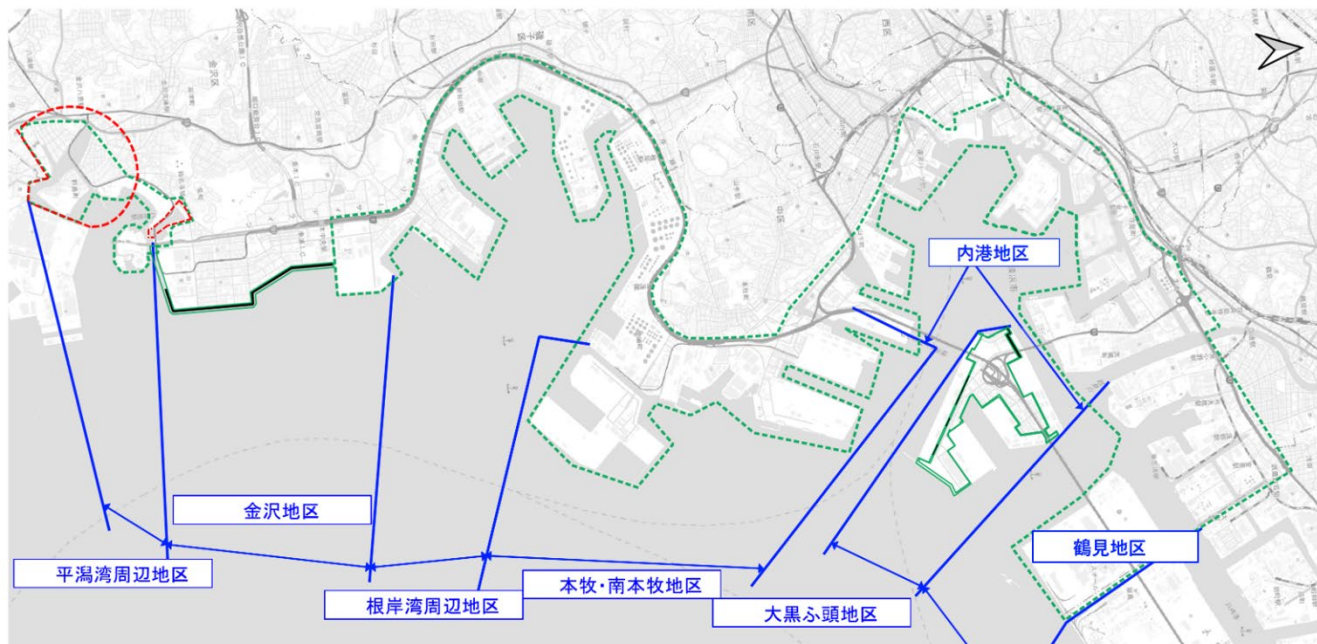
(1)海岸保全基本計画(改定素案)全般について

神奈川県県土整備局河川下水道部河港課なぎさグループ
電話 045-210-6514 ファックス 045-210-8897

(2)横浜市域の対策について

横浜市港湾局政策調整部政策調整課 担当 大賀・井上・多田
電話 045-671-7300

【横浜市域の海岸保全施設の整備状況】



凡例	
——	海岸を防護するための施設（海岸保全施設：嵩上げた護岸、止水のための胸壁 等）
——	施設を整備する場所として指定された区域
- - - -	施設の整備を検討する区域
- - - -	漁港区域